

ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書

1 事業内容

(1) 事業概要

- ア 事業者は、みよし土地改良区が管理する候補ため池（別表 1）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を実施してください。
- イ 事業者は、設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいい、蓄電池を導入する場合においては、蓄電池設備を含む。以下同じ。）設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、設備を導入してください。
- ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行ってください。
- エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、一般の送電網を通じて若しくは自営線を通じて供給候補施設（別表 2）に供給してください。
- オ 事業者は、設備で発電した電力を、自営線を通じて供給する場合、供給候補施設が効果的に自家消費できるよう設備容量を精査するとともに、逆潮流を防ぐための手段を講じてください。

(2) 事業期間等

- ア 契約開始から撤去完了までを事業期間とします。
- イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で 25 年間（事業者の提案を参考とし、協議の上決定します。）なお、国の補助事業を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とします。
- ウ 設備の導入時期については原則、令和 8 (2026) 年度とします。ただし、電力供給開始時期については、施設毎に市及びみよし土地改良区（以下「市等」とする。）と協議の上、決定してください。

(3) 契約単価

- ア 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払います。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとします。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとします。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとします。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとします。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとします。
- キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とします。

(4) 関係法令等の遵守

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和 2 年 3 月環境省）、「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び「農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き」

(令和3年9月農林水産省農村振興局)並びに関係法令等を遵守してください。

2 設備工事前の調査

(1) 現地調査

候補ため池の状況を十分に把握するために、資料等の収集、関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施してください。

(2) 設備容量検討

ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量としてください。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、発電した電力を最大限自家消費できるように努めてください。

ウ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に市等が無償で使用できるように、非常コンセント盤等を設けてください。

(3) 構造調査

設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、長期荷重、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して、ため池の耐久性が問題ないことを書面により報告してください。

(4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市等に提出してください。

イ 設備の設置が、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市等に提出してください。

ウ 市等が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断したため池のみ、みよし土地改良区へみよし土地改良区定款に基づく手続きを行い、所定の使用料を支払ってください。

エ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行ってください。

(5) 関係者との協議

事業実施に向けた協定締結後、市等と連携し、地元関係者(土地改良区、行政区、住民等)に対して、本事業について、十分に説明及び協議を行ってください。

なお、スケジュールや内容については、市等と協議の上、決定してください。

3 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行ってください。設置の条件は以下のとおりとします。

(1) 太陽光発電設備

- 太陽光発電設備の据え付けは、「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025年版」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造としてください。

- 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイ

「ドライン 2025 年版」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)に基づき行ってください。

- ・太陽光発電設備は JET 認証を取得したもの、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品としてください。
- ・ため池の機能確保(池ぼし・フロートの移動等)を行うことを前提に設計、施工をしてください。

(2) その他の事項

- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該ため池の提供を取り消すことがあります。この場合、事業者の責任と負担においてため池から設備を速やかに撤去してください。
- ・設備の設置時に当該ため池を破損した場合は事業者負担で修復をしてください。
- ・事業者は、市等へ工事等に関する説明(工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行ってください。
- ・事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について市等と協議するとともに、申請書等の提出にあたっては、あらかじめ市等の承認を得てください。

4 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)

工事にあたっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工してください。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定するものとします。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の関係法令を遵守するものとします。設備の設置の条件は以下のとおりです。

- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施してください。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行ってください。
- ・事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面(PDF 形式データ)、工程表等を市等に提出し、確認を受けてください。
- ・施工にあたり、市等が施工に係る書類を求めるときは、別途提出してください。
- ・施工にあたり、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施してください。
- ・施設の維持管理に支障を生じさせない計画としてください。

- ・工事中の安全対策の実施及び近隣住民への周知等は事業者において十分に行ってください。
- ・工事完成時には、現場で市等の確認を受けてください。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を作成し、市等に引き渡すものとしします。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出してください。

5 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行ってください。また、非常時においては適切な対応を行うものとしします。条件については以下のとおりです。

- ・事業者は、市等と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出してください。さらに、設備が故障した場合は、直ちに事業者の責任と負担において修理を行ってください。なお、毎年 1 回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行ってください。
- ・事業者は、電気主任技術者の選任等、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく設備の適切な維持管理（保安・点検）を行ってください。
- ・事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担としします。
- ・設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行ってください。
- ・舟ヶ峯池については、将来的に耐震工事等の実施若しくは、廃池となる可能性があります。なお、耐震工事等を実施する場合は、必要に応じて、事業者の責任において設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じてください。
- ・市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとしします。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期してください。

6 責任分担の基本事項

上記（1～5）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別表 3」及び下記のとおりとしします。また、これに定めのないものは協議により決定するものとしします。

- ・事業者は本事業により、市等及び第三者に損害を与えないようにしてください。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市等へ写しを提出してください。また、市等及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとしします。事業者が責任を負うべき事項で、市等が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとしします。

- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した際において、事前に市から無償譲渡の希望がない場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、原状回復を行うものとします。
- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市等の許可なく第三者に漏らしてはなりません。

7 その他

市等が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市等の判断において貸与するものとします。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分してください。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとします。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市等と事業者で協議して決定するものとします。

別表 1 候補ため池

No	施設名	施設所在地	設備容量 DC (想定)
1	ふながやいけ 舟ヶ峪池	みよし市荻生町舟ヶ峪 186	約 262kW
2	うしろだ いけ 後田池	みよし市明知町砲録山 137	約 201kW
3	に いけ 二池	みよし市打越町南小林 36-1	約 590kW

別表 2 供給候補施設

No	施設名	施設所在地
1	市役所庁舎	みよし市三好町小坂 50
2	カリヨンハウス	みよし市三好丘 2-2-1
3	おかよし交流センター	みよし市ひばりヶ丘 2-1-1
4	市民活動センター	みよし市西陣取山 90
5	みよし市民病院	みよし市三好町八和田山 15
6	中部小学校	みよし市三好町宮ノ越 31
7	北部小学校	みよし市根浦町 3-9-47
8	南部小学校	みよし市明知町上細口 27
9	天王小学校	みよし市三好町天王 51-75
10	三吉小学校	みよし市三好町半野木 1-27
11	三好丘小学校	みよし市三好丘 7-1
12	緑丘小学校	みよし市三好丘緑 1-1-1
13	黒笹小学校	みよし市黒笹いずみ 3-26-1
14	三好中学校	みよし市三好町宮ノ越 42
15	北中学校	みよし市三好丘桜 1-1-1
16	南中学校	みよし市打越町三百目 3
17	三好丘中学校	みよし市三好丘 2-14-10
18	学校給食センター	みよし市三好町笠松 46-1
19	三好公園総合体育館	みよし市三好町池ノ原 1
20	図書館学習交流プラザ「サンライブ」	みよし市三好町湯ノ前 114

※高圧契約施設

別表3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更に対する対応		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責任による事業内容の変更	○	
		みよし土地改良区による用途の変更	○	○
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	ため池の損傷	設備に係る事故・火災によるため池への損傷		○
		設備に起因するため池への障害		○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による土地改良施設への損害		○